

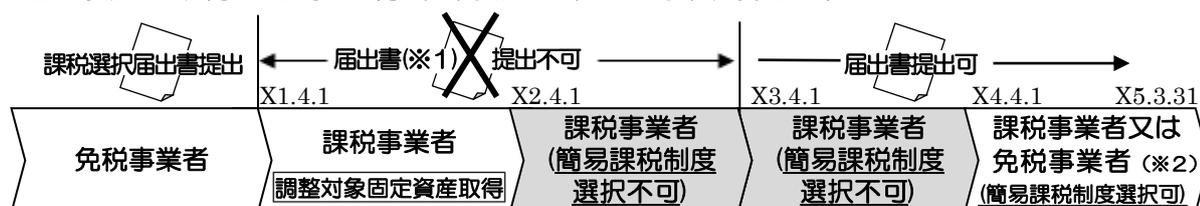
納税義務等の特例

注意 調整対象固定資産を取得した場合は・・・

「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（又は新設法人若しくは特定新規設立法人が、基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間）（簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間を除きます。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出（当該3年を経過する日の属する課税期間までの期間、免税事業者になること）はできません。また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はできません。

* **調整対象固定資産とは**、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が100万円以上の建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の資産で棚卸資産以外のものをいいます。

○ X1.4.1以後に課税事業者となることを選択した法人が、課税事業者となった1期目に調整対象固定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



※1 届出書とは「消費税簡易課税制度選択届出書」及び「消費税課税事業者選択不適用届出書」をいいます。
 ※2 「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出した場合のX5年3月期の納税義務は基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高等で判定します。詳しくは3ページ「[①消費税課税事業者届出書](#)」をご覧ください。

注意 高額特定資産を取得等した場合は・・・

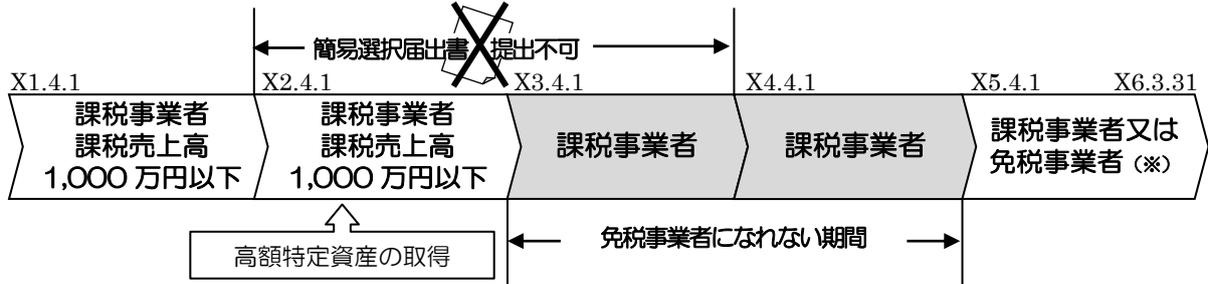
事業者（免税事業者を除きます。）が簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

なお、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「**高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書**」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

* **高額特定資産とは**、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

○ 高額特定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



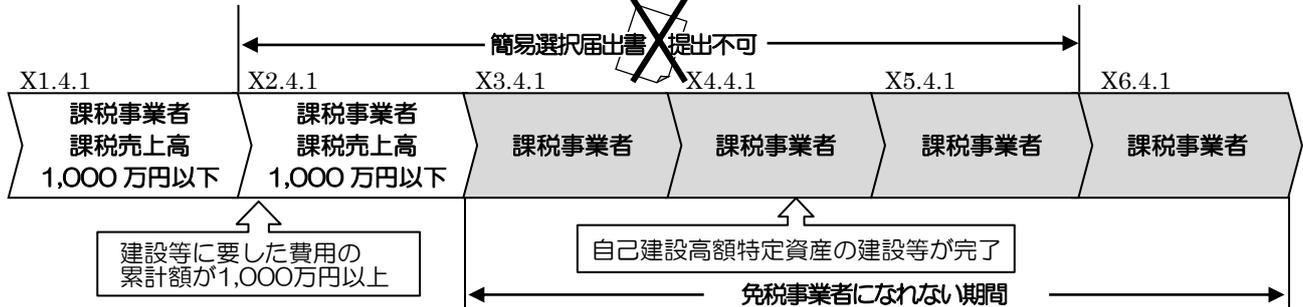
※ X6年3月期の納税義務は、基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で判定します。詳しくは3ページ「①消費税課税事業者届出書」をご覧ください。

また、自己建設高額特定資産については、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

なお、自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

* 自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

○ 自己建設高額特定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



【令和6年4月1日以後に行う課税仕入れ等から適用】

金又は白金の金地金等（以下「金地金等」といいます。）の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、当該仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

○ 金地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合（事業年度が1年の3月末決算法人）

